

議第162号

平成19年度京都市水道事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入の補正)

第2条 平成19年度京都市水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計) 千円
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第1款 水道事業収益	32,180,000	430,000	32,610,000
第3項 特別利益	0	430,000	430,000

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書き中「10,319,000千円」を「11,374,000千円」に、「9,901,719千円」を「10,956,719千円」に改める。

(科 目)	収 入		(計) 千円
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第1款 資本的収入	13,950,000	5,930,000	19,880,000
第1項 企業債	11,423,600	5,929,890	17,353,490
第5項 基金収入	15,680	110	15,790

(科 目)	支 出		(計) 千円
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第1款 資本的支出	24,269,000	6,985,000	31,254,000
第2項 企業債償還金	13,444,270	6,984,890	20,429,160
第3項 投資	15,680	110	15,790

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度		額 計	起債の 方 法	利率	償還の方法
	既決予定額 千円	補正予定額 千円				
公営企業借 換債（高金 利対策分）	2,404,600	5,929,890	8,334,490	証券発行 （他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。） 又は消費 貸借の方 法によ る。	% 8.0以内	起債の日から 据置期間を含 め40年以内 に、元利均等 その他の方法 により償還す る。ただし、 財政の都合そ の他によって は、繰上償還 をすることが できる。
計	9,409,600	5,929,890	15,339,490			

(一時借入金の補正)

第5条 予算第7条中「2,000,000千円」を「6,200,000千円」に改める。

平成20年2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

企業債の繰上償還に要する経費等を補正する必要があるので提案する。